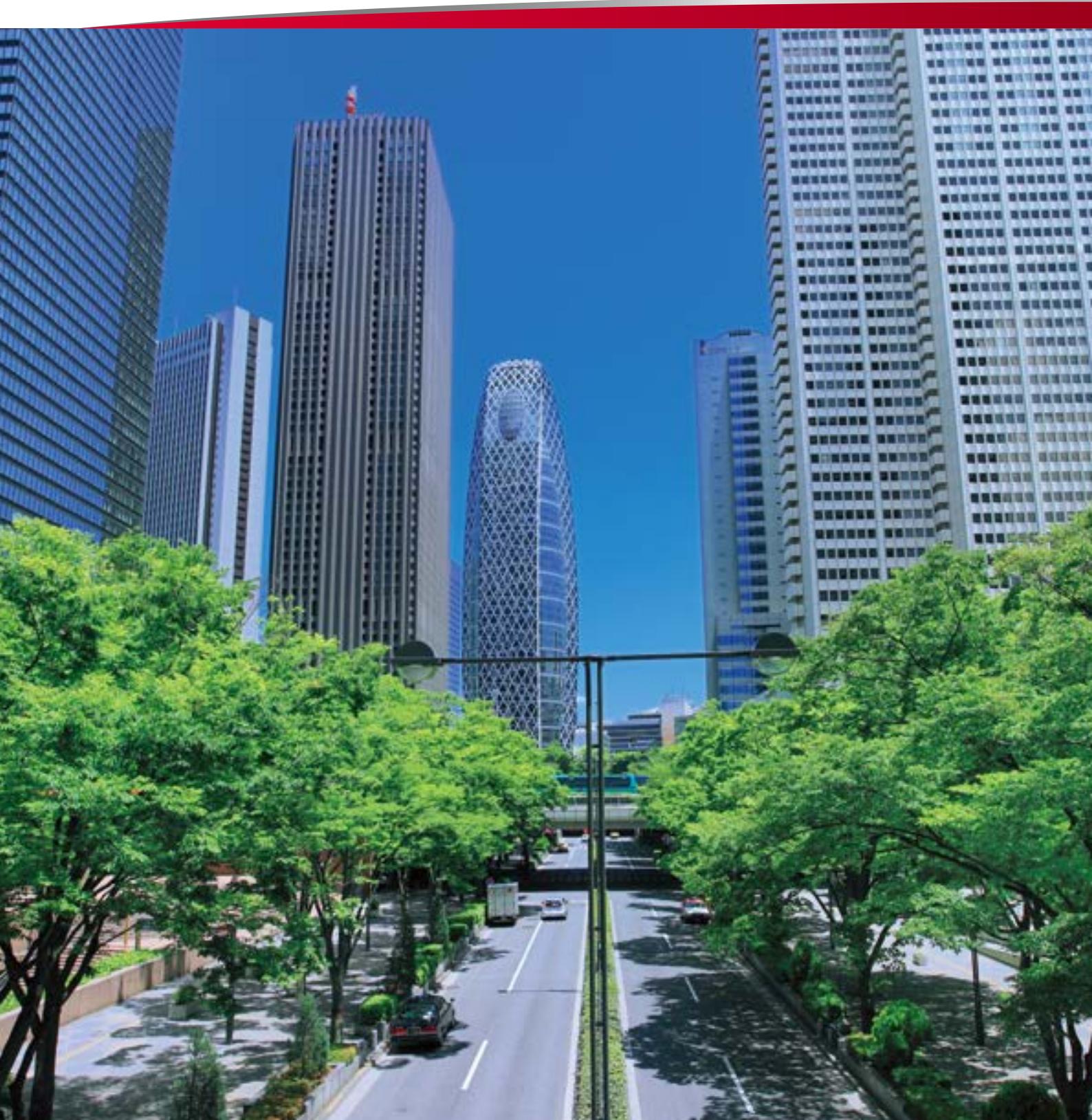


Standard & General automobile insurance Policy

SGP

一般自動車保険

パンフレット兼重要事項等説明書



安心の基本補償

相手への賠償 P⑥



事故への備えは万全に、安心の補償を!

対人賠償責任保険

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

対物賠償責任保険

ご自身のおけがの補償 P⑦・⑧



万が一のケガにも安心の補償を!

人身傷害保険

ご自身のお車の補償 P⑨～⑪



突然の事故、大切な自動車に万全な補償を!

車両保険

その他の補償(主な特約) P⑫～⑯

ロードアシスタンス P⑯

補償内容のチェックポイント P⑯

各種割引制度のご説明 P⑰・⑲

ご契約条件の設定 P⑲～⑳

重要事項等説明書 P㉑～㉓

(注)「SGP」では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずお選びいただきます。

人身傷害保険のみでご契約いただくことはできません。

選べるオプション



ご自身の おけがの補償



他の自動車に搭乗中や、歩行中、自転車を運転中の事故も補償したい!

大きな事故の場合は、定額でも保険金を受け取りたい!

入院期間中、自宅に残された家族やペットのお世話を心配!

▶ 人身傷害交通乗用具事故特約

▶ 人身傷害死亡・後遺障害定額給付金特約

▶ 人身傷害入院時諸費用特約



ご自身の お車の補償



事故で自動車が大破! 買い替えて、また新車に乗りたい!

事故で修理費が高額! だけど、愛着のある自動車を修理して乗り続けたい!

車両保険では補償されない地震・噴火・津波による損害が心配!

自動車が故障! 修理費が高額かも…

▶ 車両新価特約

▶ 車両全損修理時特約

▶ 地震・噴火・津波車両全損時一時金特約

▶ 故障運搬時車両損害特約



その他の補償



ご契約の自動車が修理中!
その間レンタカーを借りたい!

被害事故はもちろん、加害事故の場合でも弁護士に相談したい!

自転車で走行中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった!

▶ 代車等諸費用特約

▶ 弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)

▶ 個人賠償責任特約



つながるドラレコ .Driving!



録画するだけでなく、平常時の見守り、事故後のかけつけなど、事故の未然防止から解決までトータルでサポートします。

(注)「Driving!」は「ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約」(詳しくはP⑭)を付帯した場合に限り、提供されるサービスです。
詳しくは | P④



SMILING ROAD

スマーリングロード



経営者・管理者とドライバー双方が無理なくつながる環境で、持続可能な事故防止活動をサポートします。

詳しくは | P④

(注)「SGP」では、対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずお選びいただきます。

人身傷害保険のみでご契約いただくことはできません。

損保ジャパンのドライブレコーダーでお客さまに 安心・安全を提供します!

個人のお客さまにおすすめ!

つながるドラレコ .Driving!

つながるドラレコは、3つの機能で安心・安全な運転を支援します。



Driving!
ウェブサイトはこちら



01
かけつける!

もしもの時の事故対応サポート

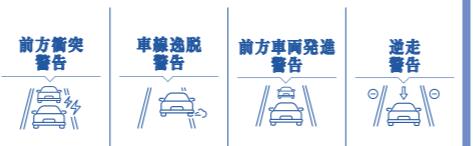
万が一の事故時には、自動通報、手動通報に加え「ALSOKかけつけ安心サービス」で安心を提供。事故現場の安全確保や救急車の手配などをお客様に代わって対応します。
(注)「ALSOKかけつけ安心サービス」は、お客様が必要とした場合にご利用いただけます。



02
見守る!

運転中のサポート機能

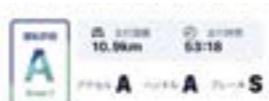
高性能ドライブレコーダーを使用した安全運転のサポート機能。
事故を未然に回避または軽減するために画面表示と警告音で注意喚起。



03
分析する!

運転力をデータで見える化

運転特性などを分析し、専用スマホアプリで運転診断レポートを表示。運転特性スコア※が80点以上である場合は翌年度の自動車保険料を5%割り引く走行特性割引が適用されます。
※当社が定める走行情報等のデータにもとづき算出したスコアです。



特約保険料

月々 **850円**※

※保険期間1年の場合の保険料(一括払の場合、年間9,720円)です。
団体扱・集団扱の場合などは保険料が異なります。また月々の特約保険料は分割割増5%が適用される契約の場合を記載しています。

オプション品 リアカメラ

メーカー希望小売価格 **10,780円** (税込)

あおり運転対策など、後方撮影を希望される場合はオプション(有償)でリアカメラを購入いただくことが可能です。

(注)「つながるドラレコ」とは、損保ジャパンが提供する通信型ドライブレコーダーを指します。

法人・個人事業主のお客さまにおすすめ!

ドライブレコーダーを活用した事業者向け事故防止サービス

SMILING ROAD

スマイリングロード

SMILING ROAD
ウェブサイトはこちら



「スマイリングロード」は、経営者・管理者とドライバー双方が無理なくつながる環境で、持続可能な事故防止活動を支援します。



01
みえる!

ドライバーの運転の実態がみえる!

ドライブレコーダーが急加減速や急ハンドル等の危険運転を検知した場合は、管理者へメールでお知らせします。また、「加速・減速・ハンドリング・エコ・速度・運転時間」の6つの軸で点数化した運転診断結果およびドライバーごとに交通違反が発生した可能性のある地点等を管理者用WEBサイト上に表示するため、ドライバーの運転実態を見ることができます。



02
わかる!

ドライバーへの指導方法がわかる!

運転時に危険な運転を検知した場合は、ドライブレコーダーで動画を撮影し、管理者にメールでお知らせします。また、管理者用WEBサイトから危険な運転に対するコメントをドライバーに送信することができるため、効果的な指導が実践できます。



03
ほめる!

ドライバーの安全運転をほめる!

ドライバーの運転診断結果に応じてマイル※が付与され、貯めたマイルで素敵なプレゼントに応募いただくことができます。安全運転を目にする形でほめることで、ドライバーの安全運転への意識を高めます。

※マイルは「スマイリングロード」でご利用いただける独自のポイントです。



サービス利用料金

1台あたり
月々 **1,200円** (税込)

初期費用は不要です。最低1台から契約可能です。

オプション品 インカメラ・リアカメラ

1台あたり
月々 **各200円** (税込)



万全の事故・故障対応 お客さまをサポートします!

充実のロードアシスタンス!

■24時間365日サポート体制!

・ロードアシスタンス特約 **自動セット**

1. レッカーケン引 《クレーン作業も対象!》

修理工場などへレッカーケン引を行います(下記応急処置費用と合計で、1事故につき15万円限度とします。)



2. 応急処置

現場で30分程度で完了する応急処置を行います。

主な事例

- ・バッテリー上がり時のジャンピング
- ・キー閉じこみ時の鍵開け
- ・パンク時のスペアタイヤ交換
- ・落輪した場合の引き上げ



3. 燃料切れ時の給油サービス

燃料切れ時に最大10リットルまで無料でお届けします。



トラブルに伴う諸費用を補償!

■修理でレンタカーを借り入れる費用を補償!

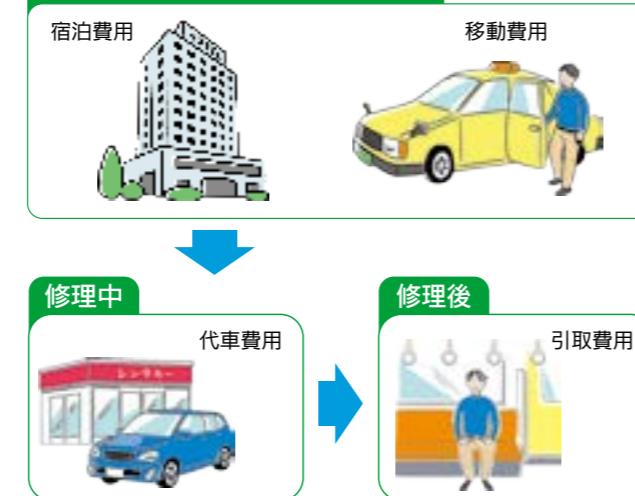
■トラブル当日から修理後までを幅広く補償!

・代車等諸費用特約 **オプション** 詳しくは P12

・ロードアシスタンス **オプション** 詳しくは P15

事業用特約

事故・故障発生時 [宿泊移動サポート]



24時間365日途切れることのない安心!

夜間・休日の事故対応サービス ~安心の「24時間初動対応サービス」~

お客さまへの「24時間初動対応サービス」

事故受付	事故解決のアドバイス
代車の手配	修理工場のご紹介
修理工場への連絡	病院への連絡

日本全国の
安心の事故対応網
**47都道府県
279か所**



2023年4月現在

相手方への「24時間初動対応サービス」

事故受付の連絡	修理工場への連絡
病院への連絡	代車の手配

事故の相手方が日本語を話せない場合も安心!
損保ジャパンの事故サポートセンターでは
21か国語(英語・中国語・ポルトガル語・韓国語など)
で、事故受付や初動対応が可能です。



充実の補償 お客さまをお守りします!

対人賠償責任保険

安心
示談交渉サービス

相手

人

への賠償

事故への備えは万全に、安心の補償を!

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

対人臨時費用保険金 事故の相手の方が死亡された場合は、対人賠償保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP24をご確認ください。

対物賠償責任保険

安心
示談交渉サービス

相手

お車・物

への賠償

自動車・物の高額な賠償による損害に備え、万全な補償を!

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより他人の自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用などもお支払いします。

★保険金をお支払いすることができない主な場合など詳しくはP24をご確認ください。

対物賠償責任保険では、相手の自動車の時価額までしか支払われないので、修理費が時価額を超えてしまったときが心配! そんなときには…

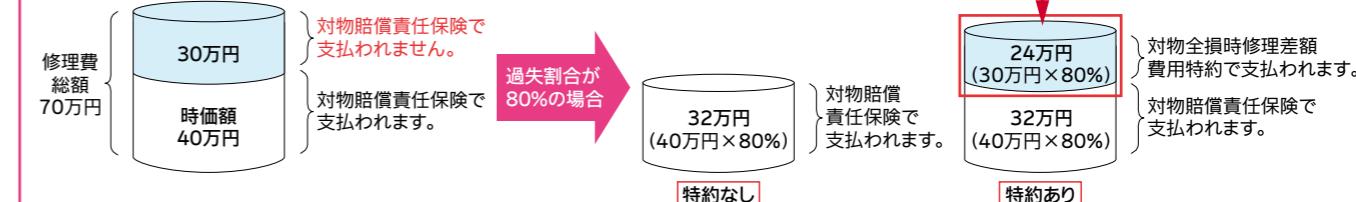
対物全損時修理差額費用特約 **自動セット** * **個** **法**

対物賠償保険金をお支払いする事故において、相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額分を負担した場合に、実際に負担した差額分の修理費に被保険者の過失割合を乗じた額について、50万円を限度に保険金をお支払いする特約です。

*記名被保険者が個人で、二輪自動車および原動機付自転車以外の対物賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。



相手自動車の修理費=70万円 相手自動車の時価額=40万円
お客さまの過失割合:相手方の過失割合=80:20



安心
示談交渉サービス

損害賠償請求を受けた場合で、被保険者のお申し出があり、かつ事故の相手の方の同意が得られれば、原則としてお客さまに代わって損保ジャパンが示談交渉を行います。

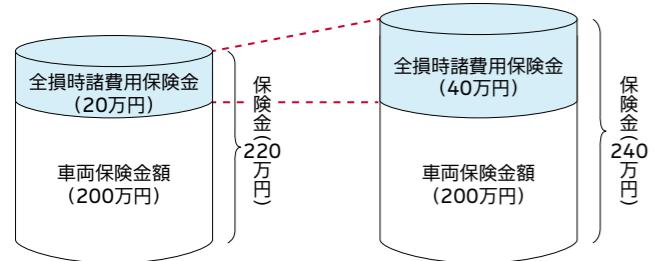
自動セット ご契約の内容により必ず付帯されます。
+ オプション お客さまのご希望により付帯できます。
個 記名被保険者が個人のお客さまを対象とします。
法 記名被保険者が法人のお客さまを対象とします。

事故で自動車が全損! 買い替えるための諸費用を手厚く補償したい! そんなときには…

全損時諸費用再取得時倍額特約 + オプション 個 法

ご契約の自動車が全損となった場合で、代替自動車を再取得されたときは、車両保険の全損時諸費用保険金を倍額にしてお支払いする特約です。

- ご注意**
- 事故発生日の翌日から起算して1年以内に代わりの自動車を再取得された場合に限ります。
 - 記名被保険者が法人でリースカーを対象とするご契約にはこの特約は付帯できません。



POINT

全損時、中古車を再取得する場合を中心に、買替諸費用※が20万円を超えるケースが生じています。手厚い補償が必要な場合は「全損時諸費用再取得時倍額特約」のご加入をご検討ください。

※買替諸費用は再取得する自動車の状態や中古車販売店により変動します。

自動車が故障! 修理費が高額かも… そんなときには…

故障運搬時車両損害特約 + オプション 個

ご契約の自動車が故障により走行不能となり、レッカーケン引された場合に、ご契約の自動車の故障損害に対して、車両保険金額または100万円のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いする特約です。ただし、ご契約の自動車をレッカーケン引することについて、損保ジャパンへ事前連絡※した場合に限ります。

※損保ジャパンへの事前連絡に、取扱代理店への連絡は含みません。

- ご注意**
- この特約は、次の条件をすべて満たす場合に限り、付帯することができます。

- ・車両保険を適用した自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)のご契約であること
- ・次の自動車を対象としたご契約でないこと
- ・レンタカー・教習用自動車・構内専用車・改造車・並行輸入車・外務省登録自動車
- ・記名被保険者が個人であること
- ・ノンフリート契約であること
- ・ご契約期間の初日の属する月が初度登録年月(または初度検査年月)の翌月から起算して60か月以上であること

2. 車両保険の自己負担額を設定されている場合でも、この特約により保険金をお支払いするときは、自己負担額を差し引きません。
3. 自動車検査証に記載された有効期限の満了する日の翌日以後に発生した故障損害または法令上の定期点検を実施していないことに起因する故障損害は補償されません。
4. 自動車販売店等が提供している延長保証契約に加入されている場合、補償内容が重複する可能性がありますので、ご契約前に延長保証契約の内容をご確認ください。



お客さまに過失がない場合、保険を使っても等級がダウントしないで安心!

無過失事故の特則 自動セット 個 法

次のいずれかの条件に該当する場合など、一定の条件を満たすときは、損保ジャパンと締結する次契約の等級および事故有効期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

- ①相手自動車※1の「追突」、「センターラインオーバー」、「赤信号無視」または「駐停車中のご契約の自動車への衝突・接触」による事故に該当し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったと損保ジャパンが判断した場合
- ②相手自動車※1との衝突・接触事故の発生に関して、ご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ③ご契約の自動車の欠陥・第三者による不正アクセスなどに起因する他物との衝突・接触事故が発生し、かつご契約の自動車の運転者および所有者に過失がなかったことが確定した場合
- ④自動運転中に偶然な事故※2が発生した場合

※1 ご契約の自動車と所有者が異なる自動車に限ります。

※2 道路運送車両法第41条に定める自動運行装置が作動中の事故をいいます。ただし、ご契約の自動車の製造者の取扱説明書等で示す取扱いと異なる使用をしている間を除きます。

- ご注意**
- ①、②については、次の条件をいずれも満たす事故に限ります。
・「相手自動車※1」および「その運転者または所有者」が確認された事故
・車両保険金のみをお支払いする事故。なお、車両積載動産特約または休車費用特約の保険金をお支払いする場合は除きます。

- ③、④については、ご契約の自動車の火災・爆発・盗難・台風・竜巻・洪水・落雷・いたずら・物の飛来・落下などの事故により、ご契約の自動車に損害が生じ、車両保険金のみをお支払いする場合は、この特則の対象外です。



その他 の補償(主な特約)

事故や故障時のトラブルにも万全な補償を!

ご契約の自動車が修理中! その間レンタカーを借りたい! そんなときには…

代車等諸費用特約 + オプション 個 法

ご契約の自動車が、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーケン引された場合※1に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	レッカーケン引あり		レッカーケン引なし	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×
宿泊費用	○	○	×	×
移動費用	○	○	×	×
引取費用	○	○	×	×



代車費用※2

1事故につき保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額に、代車の利用日数※3を乗じた額を限度とします。

宿泊費用

1事故1被保険者につき
1万円限度

移動費用

1事故1被保険者につき
2万円限度※4

引取費用※5

1事故につき
15万円限度

※1 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

※2 修理などでご契約の自動車を使用できない期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。

ただし、お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限ります。

※3 ご契約の自動車が故障損害により走行不能となった場合は15日、故障損害以外の場合は30日を限度とします。

※4 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。

※5 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。

この特約により「ロードアシスタンス」の「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。
詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

代車費用の補償日数短縮特約 + オプション 個 法

代車等諸費用特約の代車費用保険金のお支払い対象となる代車の利用日数を15日に短縮する特約です。

- ご注意**
- お支払いの対象となる期間は事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限ります。

- 宿泊費用保険金、移動費用保険金、引取費用保険金は、代車等諸費用特約に定められた基準に従い、保険金をお支払いします。

原動機付自転車に乗っているときの補償もほしい! そんなときには…

ファミリーバイク特約 + オプション 個

記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居のご親族・別居の未婚のお子さまが原動機付自転車を使用中などに生じた事故を補償する特約です。この特約には、人身傷害型と自損傷害型があります。



補償の対象 ご契約タイプ	相手への賠償		ケガの補償	
	人への賠償	自動車・物への賠償	自損事故 (電柱との衝突など)	他の自動車との事故 (交差点での衝突など)
人身傷害型	対人賠償責任保険 ○	対物賠償責任保険 ○	人身傷害保険 ○	
自損傷害型			自損事故傷害特約* ○	×

※「自損事故傷害特約」の主な内容…死亡保険金(1,500万円)・医療保険金(入院日額:6,000円・通院日額:4,000円)

- ご注意**
- 借用中の原動機付自転車を使用中の事故も補償の対象となります。

- 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険を適用した自家用8車種または二輪自動車のノンフリート契約に限り、付帯できます。

ただし、人身傷害型の場合は、人身傷害保険を適用したご契約にのみ付帯可能です。

ご契約いただくお客さまへ

重要事項等説明書

◆適用する割増引率について

継続前のご契約の事故の有無・事故の種類に応じて次の割増引率を適用します。

事故有係数適用期間が0年の場合は「無事故」の割増引率、1年～6年の場合は「事故有」の割増引率を適用します。

等級	割増				割引																
	1	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率(%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有							14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

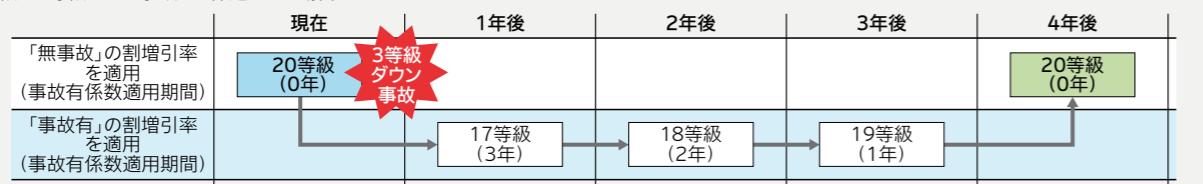
◆事故有係数適用期間について

事故有係数適用期間については、継続前のご契約の事故有係数適用期間に応じて次のとおり取り扱います。ただし、6年を上限とし、0年を下限とします。

- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が1年～6年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して「1年」を引いた後に、3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。
- 継続前のご契約の事故有係数適用期間が0年の場合は、継続前のご契約の事故有係数適用期間に対して3等級ダウン事故件数1件につき「3年」を、1等級ダウン事故件数1件につき「1年」を加えます。

等級と事故有係数適用期間の例

20等級で3等級ダウン事故が1件起きた場合



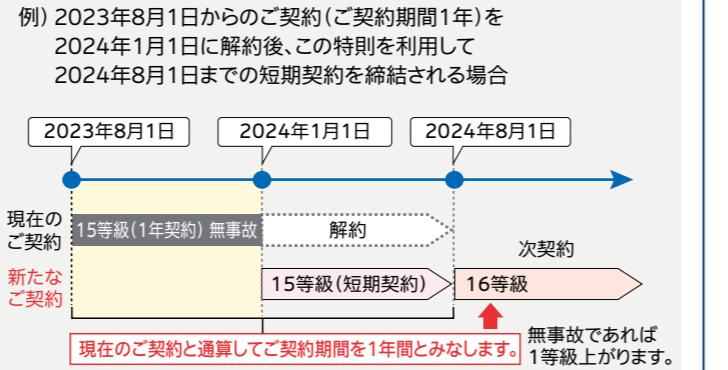
ノンフリート保険期間通算特則

現在のご契約※をご契約期間の途中で解約し、解約日から解約したご契約のご契約期間の初日の応当日までの短期契約を締結する場合、解約前後のご契約のご契約期間を1年とみなして、次契約（損保ジャパンでご契約の場合に限ります。）の等級および事故有係数適用期間を決定します。

※この特則を適用しているご契約は除きます。

ご注意

この特則の適用に際しては、一定の条件があります。
詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



ご契約の更新時には、更新手続き漏れをサポート!

ご契約更新時のサポート

安心更新サポート特約（自動セット）個

長期のお出かけなどで、万が一ご契約の更新手続きをうっかり忘れてしまった場合でも、補償が途切ることのないよう、ご契約を自動更新する機能がセットされています。

ご契約の更新の際に万が一ご契約者とご連絡がとれない場合は、通知締切日までに取扱代理店もしくは損保ジャパンまたはご契約者のいずれかからご契約を更新しない旨の申し出がない限り、前年と同等条件※で自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合は、通知締切日までに必ず取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日により異なります。

※車両保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約内容により、その他のご契約条件も一部変更させていただきます。

- ご注意
- 記名被保険者が個人のノンフリート契約で自家用8車種または車両保険の適用がない二輪自動車・原動機付自転車のご契約に必ず付帯されます。
 - 明細付契約など一部対象外となるご契約があります。
 - また、ご契約内容の変更などにより、ご契約期間の途中で安心更新サポート特約の適用対象外となる場合があります。

満期日	通知締切日
1日～15日	満期日前月の10日
16日～末日	満期日前月の25日

この書面では、自動車保険に関する重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）について説明しております。

ご契約前に必ずご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険を適用している場合）が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約者よりお伝えください。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約などによって定められています。普通保険約款・特約などの詳細については、□マークに記載の項目も含め「ご契約のしおり（約款）」に記載されていますので、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://cdms.jp/sjnk/car/index.aspx>）でご確認ください。

なお、「ご契約のしおり（約款）」を冊子でご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注1）過去の事故の発生状況などによっては、ご契約条件について、ご契約者のご希望に沿えない場合があります。

（注2）所有・使用する自動車の総契約台数※が10台以上の場合は、「フリート契約」としてご契約いただく必要がありますので、該当する場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。

※他の保険会社（共済を除きます。）で契約している自動車を含みます。

用語のご説明

主な用語と略称のご説明は次のとおりです。その他の用語については、「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

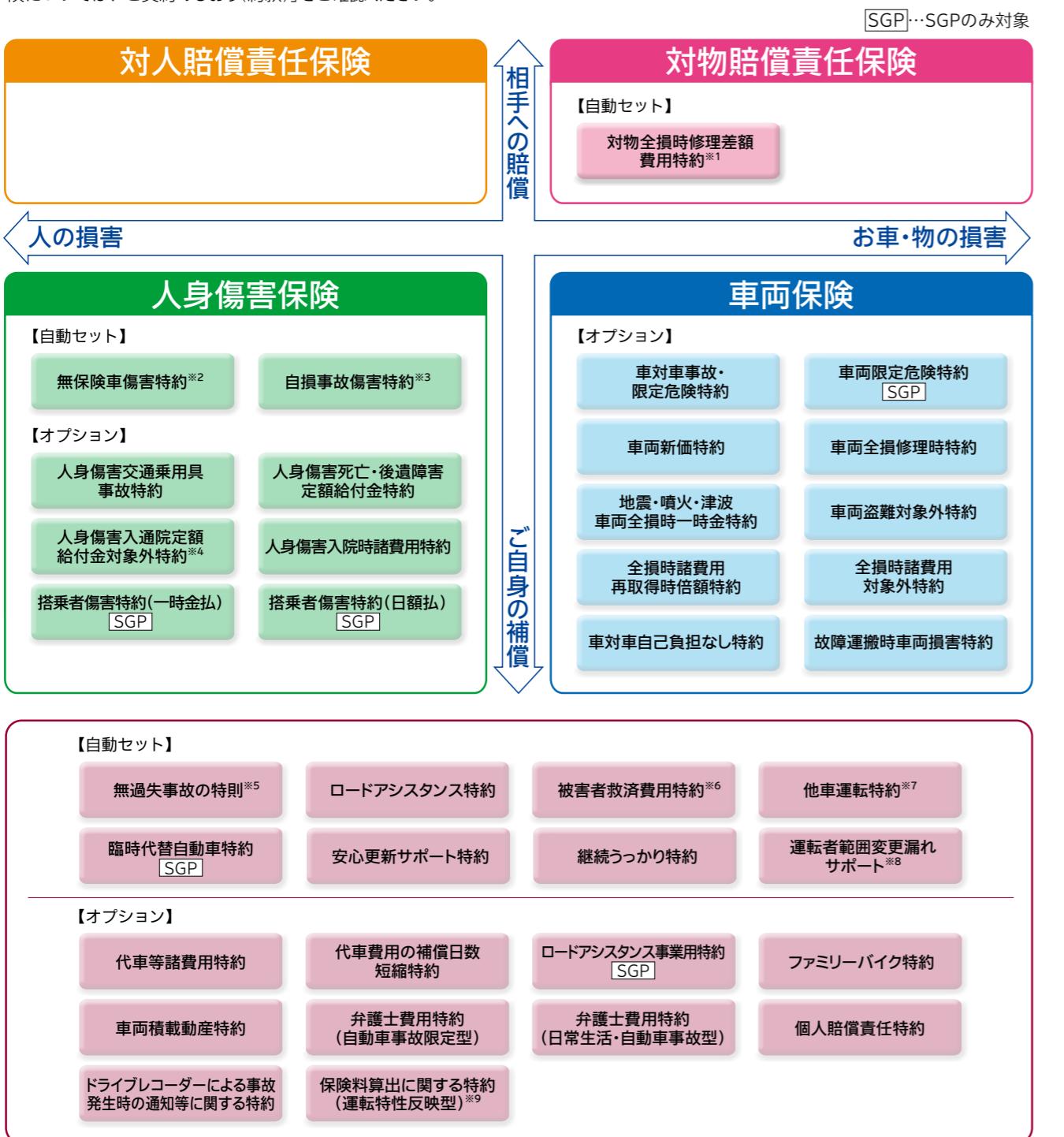
用語	内容	用語	内容
き	記名被保険者 業務専用車	と	特約 配偶者
こ	ご契約者 〔保険契約者〕 ご親族	は	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^{※1} および同性パートナー ^{※2} を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないため法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者に含みます。
し	自家用8車種 自己負担額	ひ	被保険者
じ	自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用小型貨物車 自家用軽四輪貨物車 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） 特種用途自動車（キャンピング車）	ふ	普通保険約款
よ	保険金 保険額 保険料 未婚のお子さま 用途車種	ほ	保険金 保険金額 保険料 未婚のお子さま 用途車種

- 【別居として取り扱う例】
- マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。）
 - 同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。）
 - 単身赴任の場合
 - 就学のために下宿しているお子さま（住民票記載の有無は問いません。）
 - 二世帯住宅で、建物内部で行き来ができる、各世帯の居住空間の区分が明確な場合

1. 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み 契約概要 「約款とは」「THE クルマの保険の補償内容」「SGPの補償内容」「ドライバー保険の補償内容」

THE クルマの保険(個人用自動車保険)およびSGP(一般自動車保険)の基本となる補償、必ず付帯される【自動セット】、ご希望により付帯することができる【オプション】は次のとおりです。なお、ドライバー保険については、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。



*9 ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約を付帯したご契約に必ず付帯されます。また、ご契約の自動車に走行情報等を送信することができる損保ジャパン指定の車載機が搭載されており、走行情報等を損保ジャパンに提供することにご契約者が同意している場合に付帯することができます。

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等 「THE クルマの保険の補償内容」「SGPの補償内容」「ドライバー保険の補償内容」

① 基本となる補償内容 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償、保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いすることができない主な場合は次表のとおりです。

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険または車両保険のいずれかを必ずご契約いただきます。また、人身傷害保険のみをご契約いただくことはできません。

ドライバー保険については、「ご契約の自動車」を「借用自動車」^{*1}と読み替えます。

○…ご希望により適用します ×…適用できません

基本的な補償	T H E	S G P	ドライバー	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いすることができない主な場合
				対人賠償責任保険	対物賠償責任保険
	○	○	○	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させた場合やケガをさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額から自賠責保険などによって支払われるべき金額を差し引いた額について、1回の事故につき事故の相手の方1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用 ^{*2} などもお支払いします。	・ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま ④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用者 ⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用者(被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合に限りません。ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者が被った損害については補償されます。 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害
	○	○	○	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人的自動車や物を壊した場合や、ご契約の自動車を運転中に誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合は、法律上の損害賠償責任の額について、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。 また、示談や訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁に要した費用 ^{*2} などもお支払いします。	・ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害 ・次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害 ①記名被保険者 ②ご契約の自動車を運転中方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ③被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま ・台風、洪水、高潮によって生じた損害
人身傷害保険	○ ^{*3}	○ ^{*4}		ご契約の自動車に搭乗中 ^{*5} の方などが自動車事故 ^{*6} により亡くなれた場合や、ケガをされた場合に生じる逸失利益や治療費などについて、1回の事故につき被保険者1名ごとに、保険金額を限度に保険金をお支払いします。	・被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じた傷害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により、その本人に生じた傷害
車両保険	○	○	×	盗難 ^{*7} や偶然な事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。	・ご契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方などの故意または重大な過失によって生じた損害 ・ご契約の自動車に存在する欠陥、摩減、腐しょく、さび、その他の自然消耗 ・故障損害 ・付属品(カーナビゲーションシステム、ETC車載器など)のうちご契約の自動車に定着されていない物の単独の損害(火災を除きます。) ・タイヤの単独損害(火災・盗難を除きます。) ・法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害 ・無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬・危険ドラッグなどの影響を受けた状態での運転により生じた損害

*1 「借用自動車」とは、記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつその用途車種が自家用8車種、二輪自動車または原動機付自転車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居のご親族が所有する自動車および記名被保険者が役員となっている法人の所有する自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。)を除きます。

*2 損保ジャパンの同意を得て支出された費用に限ります。

*3 対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険(リースカーの車両費用特約を含みます。)のいずれかのみを適用する場合、または、対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみを適用する場合を除き、人身傷害保険が必ず適用されます。

*4 対人賠償責任保険が適用されている場合に限り適用できます。

*5 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など、搭乗中以外の事故も一部補償されます。

*6 ご契約の自動車の運行によって生じた事故や運行中の飛来中・落下中の他物との衝突などをいいいます。

*7 ご契約の自動車が二輪自動車・原動機付自転車の場合は、盗難により生じた損害は補償されません。

(注1) 補償ごとに被保険者の範囲が異なります。

(注2) ドライバー保険は、保険金をお支払いすることができない主な場合について一部取扱いが異なる場合がありますので、「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。

*1 記名被保険者が法人の場合、またはご契約の自動車の用途車種が二輪自動車・原動機付自転車の場合はオプションとなります。

*2 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。なお、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は、付帯しないことができます。人身傷害保険で保険金をお支払いできる場合は、その金額を超過した部分についてのみ、この特約から保険金をお支払いします。

*3 対人賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。ただし、人身傷害保険が適用されている場合を除きます(人身傷害保険で補償されます)。なお、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は、付帯しないことができます。

*4 人身傷害保険を適用しているSGPに、搭乗者傷害特約(日額払)を付帯する場合は、必ず付帯されます。

*5 一定の条件を満たすときは、損保ジャパンと締結する次契約の等級および事故有係数適用期間を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特則です。

*6 対人賠償責任保険または対物賠償責任保険を適用したご契約に必ず付帯されます。

*7 用途車種が自家用8車種の場合に必ず付帯されます。ただし、記名被保険者が法人の場合は、個人被保険者を設定しているご契約に限ります。

*8 THE クルマの保険(SGP)の場合は記名被保険者が個人で、用途車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車・原動機付自転車のいずれかの場合)に必ず付帯されます。ただし、運転者限定期約または運転者年齢条件特約が付帯された保険契約に限ります。

SGPのサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまでトータルにサポートします。

万一、事故・トラブルにあわれたら

24時間365日対応可能!

万一の時はすぐに損保ジャパンへ連絡を!

事故にあわれた際のご連絡先

事故サポートセンター

0120-256-110

LINEでの
ご連絡はこちら



• おかげ間違いにご注意ください。LINEでも事故連絡が可能です。

自動車の故障やトラブル対応時のご連絡先

ロードアシスタンス専用デスク

0120-365-110

• おかげ間違いにご注意ください。

商品に関するお問い合わせ

カスタマーセンター(電話)

【受付時間】◆平 日:午前9時～午後8時
◆土日祝日:午前9時～午後5時 (12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089 • おかげ間違いにご注意ください。

オンラインカスタマーセンター(WEB)

【受付時間】スマートフォン・パソコンから
24時間365日ご利用いただけます。

<https://car-vivr.sompo-japan.co.jp/>



(注)ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

お客さま向けインターネットサービス 同じIDで利用可能!

損保ジャパンマイページ <https://www.sompo-japan.co.jp/mypage/>

SOMP Park <https://sompo.pk/3RvZIQN>

便利なサービスをいつでも
無料でご利用いただけます。

- ご契約内容の照会
- 住所・電話番号の変更手続き
- 代理店へのお問い合わせなど



「自分らしく、毎日を豊かに、幸せに。」をコンセプトに
あなたに寄り添う情報をお届けしています。
会員登録は無料。お得なキャンペーンも実施中です!



☆保険証券(または保険契約継続証)は大切に保管してください。また、Web証券を選択しなかった場合で、ご契約手続き後、1ヶ月を経過しても保険証券(または保険契約継続証)が届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

☆お客さま(保険のご契約者)と記名被保険者(ご契約の自動車を主に使用される方)が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこのパンフレット兼重要事項等説明書に記載された内容をお伝えください。



この自動車保険は、
• お客様の環境配慮行動の促進
(エコカー割引、Web証券、Web約款の推進)
• 事故による環境的損失の削減
(事故防止支援サービス、リサイクル部品の利用推進)
に貢献しています。

エコマーク認定番号：第10 147 008号 使用契約者：損害保険ジャパン株式会社

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)――

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【受付時間】◆平日:午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

0570-022808 <通話料有料>

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

• おかげ間違いにご注意ください。

★「SGP」は、「一般自動車保険」のペットネームです。

★このパンフレット兼重要事項等説明書は、「一般自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受け保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受け保険会社は、それぞれの引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先